

奈良県個人情報保護条例（平成十二年三月奈良県条例第三十二号）第五十六条第二項の規定により、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を次のとおり公表し、平成十七年三月二十九日に公表しました「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」については、廃止します。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針

## 第一 趣旨

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が個人情報を取り扱う際のよりどころとなるよう作成したものである。

## 第二 対象とする個人情報

- 一 この指針において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）に規定する個人情報をいう。
- 二 この指針において「要配慮個人情報」とは、法に規定する要配慮個人情報をいう。
- 三 この指針は、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報の全てを対象とする。

## 第三 個人情報の利用目的

- 一 個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。
- 二 個人情報の取扱いは、原則として、利用目的の達成に必要な範囲内で行うものとする。

## 第四 個人情報の取得

- 一 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- 二 要配慮個人情報の取得は、原則として、あらかじめ本人の同意を得た場合に限るものとする。
- 三 個人情報を取得した場合は、原則として、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

## 第五 個人情報の適正管理

- 一 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めるもの

とする。

二 個人情報への漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

三 個人情報の安全管理が図られるよう、従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

#### 第六 個人情報の第三者提供

個人情報の第三者への提供は、原則として、あらかじめ本人の同意を得た場合に限るものとする。

#### 第七 特に慎重な取扱いを要する個人情報

要配慮個人情報、思想及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱うものとする。

#### 第八 個人情報に関する事項の公表

個人情報の利用目的、個人情報の取扱いに関する苦情の申出先その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項については、本人の知り得る状態に置くものとする。

#### 第九 自己の個人情報の開示等

一 本人から自己の個人情報の開示を請求されたときは、原則として、これに応ずるものとする。

二 本人から自己の個人情報の内容が事実でないとして訂正、追加又は削除を請求されたときは、原則として、これに応ずるものとする。

三 本人から自己の個人情報不適正に取り扱われているとして利用の停止、消去又は提供の停止を請求されたときは、原則として、これに応ずるものとする。

#### 第十 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情の処理に必要な体制を整備し、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めるものとする。